

令和7年第3回安平町議会臨時会議案

令和7年3月6日

安 平 町

報告第1号

例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

令和7年3月6日提出

安平町議会議長 多田 政拓

記

令和6年11月分

令和6年12月分

令和7年1月分

報告第2号

令和6年度定期監査の結果報告について

監査委員より定期監査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

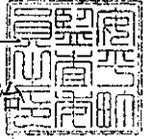
令和7年3月6日提出

安平町議会議長 多田 政拓

安監査第 498 号
令和 7 年 2 月 10 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平町監査委員 小川 誠
安平町監査委員 小笠原 直治



令和 6 年度定期監査（工事監査）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を報告します。

記

- 1 監査実施期間 令和 7 年 2 月 7 日（金）11 時 00 分～13 時 45 分
- 2 監査実施会場 総合庁舎議員控室及び現地
- 3 監査対象課局 教育委員会事務局、建設課
- 4 監査対象事項 スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事
- 5 監査の概要

監査は、監査対象工事等に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、適法性、効率性、妥当性が確保されているかについて、また、適正に管理されているか等について担当課から概要等の説明を受け、関係書類監査を実施した。その後現地に赴き現地監査を行った。

6 監査の結果

監査対象事項に係る書類及び現地について監査を実施した結果、総体として適正に執行され、管理、整理されていると認めます。

今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努めるよう望みます。



報告第3号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

安平町専決処分第16号

専決処分書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月18日

安平町長 及川 秀一郎



専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について（別紙）

(別紙)

記

1 損害賠償金額

4,814円

2 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

3 事故の概要

(1) 発生日時

令和6年8月14日午後6時00分頃

(2) 発生場所

町道遠浅酪農2号線

安平町早来富岡358-4地先

(3) 事故の状況

町道遠浅酪農2号線を走行した際に、左フロントタイヤが陥没箇所に嵌りパンクした。

(4) 本町の責任原因

町道舗装路面の管理瑕疵

(5) 本町の過失割合

20パーセント

議案第1号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第13号）について

令和6年度安平町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

早来学園冷房設備改修事業の計上等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第2号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国民健康保険税の増額等により、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第3号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

繰入金の減額等により、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第4号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の減額等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第5号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）について

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

事業費の確定等により、令和6年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第6号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）について

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

管渠建設費の減額等により、令和6年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第7号

安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年安平町条例第31号）及び安平町職員の育児休業等に関する条例（平成18年安平町条例第32号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充策として、子を持つ職員の時間外勤務を免除する子の対象年齢の拡大及び介護離職防止のため両立支援強化を講じること等所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年安平町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第16条の2第1項において「配偶者」という。)」を加える。

第16条の2を第16条の4とし、第16条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- (安平町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 安平町職員の育児休業等に関する条例（平成18年安平町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第16条の2」を「第16条の4」に改め、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限開始日とする第9条第2項の規定に基づく請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより当該請求を行うことができる。

議案第8号

安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員等の旅費に関する条例（平成18年安平町条例第48号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の出張における旅行代理店等への直接支払いを可能にするとともに、交通費と宿泊料を包括した旅行商品を旅費の種類に追加することなど、必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

安平町職員等の旅費に関する条例（平成18年安平町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「(1) 旅行」を「(1) 出張」に改め、「勤務場所」の次に「(町長又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張任命権者が認める場所)」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第24条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条を第25条とする。

第21条中「明りょう」を「明瞭」に、「路程」を「経路及び方法」に改め、同条を第24条とする。

第20条を第23条とし、第19条中「第13条」を「第15条」に改め、同条を第22条とする。

第18条を第21条とし、第17条第1項第1号中「第15条第1項第3号」を「第18条第1項第3号」に改め、同条を第20条とする。

第16条を第19条とする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「路程」を「経路及び方法」に改め、同項第1号中「路程」を「経路及び方法」に改め、同条第3項中「旅行命令権者」を「出張命令権者」に改め、同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

（包括宿泊費）

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る別表第1に定める宿泊料の額の合計額とする。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第10条及び第11条を削り、第9条を次のように改め、同条を第13条とする。

第13条 前条に掲げる交通費のほか、公務能率の向上を図るため、旅行者が自家用車を利用する移動に要する費用は、1キロメートルにつき37円の定額を支給する。この場合におい

て、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する旅行者のうち、職員が自家用車を利用する場合の条件等については、別に定める。

第13条の前に次の1条を加える。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線バスその他これに類するものをいう。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー・タクシーその他これに類するものをいう。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第8条を次のように改め、同条を第11条とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第7条を次のように改め、同条を第10条とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用す

る移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第6条を次のように改め、同条を第9条とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第5条見出し中「順路」を「計算」に改め、同条中「、順路」を「、最も経済的な通常の経路及び方法」に、「理由で順路」を「事情により最も経済的な通常の経路又は方法」に、「路程による」を「経路及び方法によって計算する」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「宿泊料」の次に「、包括宿泊費」を加え、同条を第7条に改める。

第3条の次に次の3条を加える。

(旅費の支給)

第4条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退

職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員のうち前条第2号に該当する者が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から90日以内にその居住地を出発して帰住した場合は、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第2号又は同法第29条の規定により退職となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員以外の者及びその他の者が出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令又は旅行依頼を取り消され若しくは変更され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項並びに第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令)

第5条 出張は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿(電磁的記録(電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下同じ。)に、当該出張に関し必要な事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に提示し

て行わなければならない。ただし、出張命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により出張命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令簿等に同項に定める必要な事項を記載又は記録をしなければならない。

(出張命令に従わない旅行)

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

別表第1中「(第4条、第12条、第14条、第16条、第20条関係)」を「(第7条、第14条、第16条、第17条、第19条、第23条関係)」に、同表中「車賃(1キロメートルにつき)」を「その他の交通費」に、

旅客鉄道賃及び特別車両料金 急行料 座席指定料金	旅客運賃及び特別船室料金	37円
--------------------------------	--------------	-----

を

第9条の規定による実費額	第10条及び第11条の規定による実費額	第12条の規定による実費額。ただし、第13条に規定によるものは1キロメートルにつき37円
--------------	---------------------	--

に改める。

別表第2中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から

施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安平町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年安平町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「一般職の職員」を「安平町職員等の旅費に関する条例（平成18年安平町条例第48号。以下「職員等旅費条例」という。）」に改める。

別表第2中「車賃（1キロメートルにつき）」を「その他の交通費」に、

旅客鉄道賃及び 特別車両料金 急行料 座席指定料金	旅客運賃及び特 別船室料金	37円
------------------------------------	------------------	-----

を

職員等旅費条例 第9条の規定に よる実費額	職員等旅費条例 第10条及び第11 条の規定による 実費額	職員等旅費条例 第12条の規定に よる実費額。た だし、第13条に 規定によるもの は1キロメート ルにつき37円
-----------------------------	--	---

に改める。

議案第 9 号

安平町公園条例の一部を改正する条例の制定について

安平町公園条例（令和 2 年安平町条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町遠浅グラウンドの用途廃止に伴い、公園施設の設置基準を見直すため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町公園条例の一部を改正する条例

安平町公園条例（令和2年安平町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成28年安平町条例第33号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法が一部改正されたことに伴い、布設工事監督者並びに技術管理者の基準を改めるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎
安平町条例第 号

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成28年安平町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道」を「又は旧大学令（大正7年勅令388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「又は高等専門学校」を「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に改め、「後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削り、「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を

同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

（11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

（1） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「において土木工学以外の」を

「において、」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「後」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条に次の2号を加える。

（7） 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8） 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第11号

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例（令和元年安平町条例第7号）を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る特別販売キャンペーンの期間終了に伴い、この条例の制定について、提案するものである。

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例（令和元年安平町条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例（令和元年安平町条例第7号）又は安平町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成18年安平町条例第52号）の規定に基づいてなされた財産の貸付け等に関する契約のうち、この条例施行の際引き続き継続しているものについては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第12号

安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定について

安平町合宿所条例（平成18年安平町条例第170号）及び安平町早来研修センター条例（平成18年安平町条例第158号）を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町さかえ合宿所及び安平町早来研修センターを用途廃止するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例

安平町合宿所条例（平成18年安平町条例第170号）及び安平町早来研修センター条例（平成18年安平町条例第158号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

令和7年度安平町一般会計予算について

令和7年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

議案第14号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

議案第15号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

議案第16号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

議案第17号

令和7年度安平町水道事業会計予算について

令和7年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

議案第18号

令和7年度安平町下水道事業会計予算について

令和7年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。